

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉関係主管課室 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「障害者自立支援法等の一部改正法」という。）及び平成24年度障害福祉サービス等報酬改定につきましては、いずれも本年4月から施行されているところであり、その内容については、厚生労働省のホームページで情報提供してきたところです。

今般、関係する政省令・通知等について、掲載内容を更新しましたので、御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市・中核市を除く。）にご周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。なお、関係する告示についても近日中に掲載する予定です。

（掲載ページ）

- 障害者自立支援法等の一部改正法

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/jiritsukaisei/idx.html

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaisei/

また、掲載している資料については、基本的には、これまでこのメールで送付してきたものですが、以下の資料については、今回修正したものを掲載しておりますので、ご注意ください。

- 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

【修正箇所】

P 4 「(①から⑤までの施設)」を削除。

P 1 2 2 「b 当該申請を却下する場合は、却下理由を記載する。」を削除。

- 障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き

【修正箇所】

P 4 4 補装具の利用者負担について、高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児入所給付費のいずれで償還するかは、法令上特段の定めがないことから、各自治体の判断による旨追記。

お問い合わせについては、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

*-----

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3148/3046)

FAX : 03-3591-8914

-----*